

第 1887 号
令和8年6月1日

裁判所時報

発 行
最高裁判所
事務総局
(毎月1日・15日発行)

(目 次)

◎最高裁判所裁判例要旨 1

(民事)

- 労働者が使用者に対し一時金相当額を不法行為に基づく損害賠償として請求することはできないとされた事例

(令和6年(受)第2399号・令和8年2月13日 第二小法廷判決 一部破棄自判、一部却下、一部棄却)

◎記事 1

- 叙位・叙勲(3月分、死亡者のみ)
- 人事異動(4月30日～5月17日)

◎最高裁判所規則・規程 2

- 事件記録等の特別保存に関する規則の一部を改正する規則について
- 民事事件記録符号規程及び事件記録等保存規程の一部改正について

◎法律等 2

- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律

◎政令 2

- 情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

◎告示 3

- 最高裁判所告示第六号

最高裁判所裁判例要旨

民事

- 労働者が使用者に対し一時金相当額を不法行為に基づく損害賠償として請求することはできないとされた事例

令和6年(受)第2399号
令8・2・13二小判
一部破棄自判、一部却下、一部棄却
裁判集民273号本誌1881号

労働者が、労働契約に基づき一時金の支払を求める具体的請求権を有していたことを前提とした上で、専ら一時金が支払われなかったことをもって不法行為に該当すると主張するという事情の下では、労働者は、使用者に対し、使用者による一時金の支払債務の不履行を理由として、一時金相当額を不法行為に基づく損害賠償として請求することはできない。

記事

◎叙位・叙勲（3月分、死亡者のみ）

別紙「叙位・叙勲（令和8年3月、死亡者のみ）」のとおり

◎人事異動

神戸地方裁判所判事	渡部五郎
大阪高等裁判所判事	
依願退官	
神戸地方裁判所判事	大西直樹
東京簡易裁判所判事	竹田 亨
	(以上4月30日)
定年退官	
山口簡易裁判所判事	三津川 昇
	(5月1日)
依願退官	
千葉家庭・地方裁判所判事	高畑桂花
	(5月6日)
金沢簡易裁判所判事	中垣内健治
定年退官	
福島簡易裁判所判事	久保田祐司
	(以上5月11日)
福島簡易裁判所判事	
仙台簡易裁判所判事	池田 敬
	(5月12日)
定年退官	
東京簡易裁判所判事	木田正彦
	(5月13日)
定年退官	
大阪簡易裁判所判事	新屋真宏
	(5月14日)
定年退官	
岩見沢簡易裁判所判事	辻 好信
	(5月15日)
大分地方・家庭裁判所判事補	谷山暢宏
大分家庭・地方裁判所判事	
大分地方・家庭裁判所判事	金築昌子
	(以上5月16日)
定年退官	
大阪簡易裁判所判事	小西義博
依願退官	
大阪地方裁判所判事	植村一仁
	(以上5月17日)

最 高 裁 判 所 規 則

《事件記録等の特別保存に関する規則の一部を改正する規則について》

標記の規則（令和八年最高裁判所規則第九号）が、令和八年五月十四日に公布されました。

この規則は、事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）の施行に伴い、事件記録等の特別保存に関する規則について所要の整備等を行ったものです。

この規則は、本年五月二十五日から施行されます。

◎事件記録等の特別保存に関する規則の一部を改正する規則

（令和八年五月一四日公布 最高裁判所規則第九号）

規則Ⅱ別添1のとおり

◎事件記録等の特別保存に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

新旧対照条文Ⅱ別添2のとおり

最 高 裁 判 所 規 程

《民事事件記録符号規程及び事件記録等保存規程の一部改正について》

標記の規程（令和八年最高裁判所規程第二号）が、令和八年五月二十五日から施行されます。

この規程は、事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）の施行に伴い、民事事件記録符号規程及び事件記録等保存規程について所要の整備を行ったものです。

◎民事事件記録符号規程及び事件記録等保存規程の一部を改正する規程

（令和八年四月二二日 最高裁判所規程第一号）

規程Ⅱ別添3のとおり

◎民事事件記録符号規程及び事件記録等保存規程の一部を改正する規程新旧対照条文

新旧対照条文Ⅱ別添4のとおり

法 律 等

◎裁判所職員定員法の一部を改正する法律

（令和八年五月七日公布 法律第一四号）

標記の法律は、令和八年五月七日に公布されました。

この法律は、家庭事件処理の充実強化を図るため、家庭裁判所調査官を十人、ワークライフバランス推進を図るため、裁判所事務官を二人それぞれ増員するとともに、他方において、裁判所の事務を合理化し、及び効率化すること等に伴い、技能労務職員等を百三十八人減員し、以上の増減を通じて、裁判官以外の裁判所の職員の員数を百二十六人減少するものです。

法律Ⅱ別添5のとおり

政 令

◎情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

（令和八年五月七日公布 政令第一五六号）

内閣は、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和八年五月二十一日とする。

告

示

◎最高裁判所告示第六号

民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則第一条第一項第五号に規定する最高裁判所が定める事項、同条第二項に規定する最高裁判所が定める方法及び同規則第二条第一項に規定する最高裁判所が定める者を定める件（令和八年最高裁判所告示第一号）の一部を次のように改正したので、告示する。

令和八年五月十五日

最 高 裁 判 所

第二条に次の一号を加える。

五 規則第一条第一項の規定による届出を行う者が法人共通認証基盤（法人その他の者の申請等が当該者に係るものであることを認証するための情報システムであつて、デジタル庁が整備及び管理を一元的に行うものをいう。以下同じ。）の利用における識別符号（GビズIDプライムに係るものに限る。以下同じ。）の付与を受けている場合にあつては、同項の電子情報処理組織を通じて当該識別符号及び暗証符号により法人共通認証基盤の認証を受ける方法

第三条中「弁理士」を「次に掲げる者」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 司法書士
- 二 弁理士

(別紙)

叙 位 ・ 叙 勲 (令和 8 年 3 月、死亡者のみ)

職 名	氏 名	発令日	位 階 勲 等
元日本弁護士連合会副会長	橋 本 昭 夫	3. 4	正五位
元日本弁護士連合会理事	富 川 盛 郎	3. 5	従五位
元京都家庭裁判所家事訟廷管理官	小早川 勲	3. 6	従五位 瑞双
元仙台簡易裁判所判事	小松原 正	3. 7	従四位
元大分家庭裁判所首席家庭裁判所調査官	西 谷 安 夫	3. 12	正五位 瑞小
元東京高等裁判所事務局次長	後 閑 安 治	3. 17	従四位
元日本弁護士連合会副会長	堀 内 茂 夫	3. 18	正五位
元大阪家庭裁判所長	栗 原 宏 武	3. 21	従三位
元日本弁護士連合会副会長	河 原 昭 文	3. 27	正五位
元日本弁護士連合会理事	大 田 明 登	3. 30	従五位 旭小

◎最高裁判所規則第九号

事件記録等の特別保存に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年五月十四日

最 高 裁 判 所

事件記録等の特別保存に関する規則の一部を改正する規則

事件記録等の特別保存に関する規則（令和五年最高裁判所規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十五の項を次のように改める。

十五	破産事件
	再生事件
	小規模個人再生事件
	給与所得者等再生事件
	会社更生事件
	承認援助事件

企業価値担保権実行事件
船舶所有者等責任制限事件
油濁等損害賠償責任制限事件

別表第二の一の項中「民事特別上告受理申立て事件」を「民事上告受理申立て事件」に改める。

附 則

この規則は、事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）の施行の日（令和八年五月二十五日）から施行する。

最 高 裁 判 所 長 官 今 崎 幸 彦

事件記録等の特別保存に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

事件記録等の特別保存に関する規則(令和五年最高裁判所規則第九号)

新

旧

別表第一(第二条、第三条関係)

別表第一(第二条、第三条関係)

十五 (略)	承認援助事件 企業価値担保権実行事件 (略)	事件の種類

十五 (同上)	承認援助事件 (新設) (同上)	事件の種類

別表第二（第三条関係）

二〇五（略）	一 民事上告提起事件 民事上告受理申立て事件 （略）	事件の種類
	（略）	裁判書の種類

別表第二（第三条関係）

二〇五（同上）	一 民事上告提起事件 民事特別上告受理申立て事件 （同上）	事件の種類
	（同上）	裁判書の種類

◎最高裁判所規程第二号

民事事件記録符号規程及び事件記録等保存規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年四月二十二日

最 高 裁 判 所

民事事件記録符号規程及び事件記録等保存規程の一部を改正する規程

(民事事件記録符号規程の一部改正)

第一条 民事事件記録符号規程(平成十三年最高裁判所規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表中「企業担保権実行事件

企」を「企業担保権実行事件
企業価値担保権実行事件

企 備

一に改める。

(事件記録等保存規程の一部改正)

第二条 事件記録等保存規程(昭和三十九年最高裁判所規程第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十五の項を次のように改める。

十五	五年
破産事件	破産手続開始の決定の原本
再生事件	破産債権者表
小規模個人再生事件	再生債権者表
給与所得者等再生事件	更生債権者表及び更生担保権者表
会社更生事件	配当債権者表
承認援助事件	破産法第七十八条第一項(同法第二百四十四条の十一第三項において準用する場合を含む。)の査定の決定の原本
企業価値担保権実行事件	三項において準用する場合を含む。)の査定の決定の原本
船舶所有者等責任制限事件	(異議の訴えのあつたものを

油濁等損害賠償責任
制限事件

除く。)

民事再生法第四百三十三条第一項の査定の決定の原本(異議の訴えのあつたものを除く。

三十

会社更生法第百条第一項(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十三条及び第二百二十九条において準用する場合を含む。)の査定の決定の原本(異議の訴えのあつたものを除く。)

三十

破産法第二百五十二条第一項

三

及び第二項の免責許可の決定の原本

三十

附 則

この規程は、事業性融資の推進等に関する法律(令和六年法律第五十二号)の施行の日(令和八年五月二十五日)から施行する。

最 高 裁 判 所 長 官 今 崎 幸 彦

(傍線の部分は改正部分)

新

地方裁判所

企業担保権実行事件

企業価値担保権実行事件

企 価

旧

地方裁判所

企業担保権実行事件

(新設)

(同上)

新

[illegible]

旧

[illegible]

會社更定委員目録 第一編（金融機關） 町會更定委員の同 等（に）關する事 第六十二編及び第 二百二十九編にお いて適用する規定 を含む（）の更定 の決定の原案（一 編の採決のあつた ものを以て） 附錄第二二百五十 二條の表及び可 決定の原案	三 十 年
--	----------------------

[illegible]

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二万千六百六十六人」を「二万五千四百四十人」に改める。

附 則

この法律は、令和八年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。